

# 群馬県後期高齢者医療広域連合公告式条例

平成 19 年 2 月 19 日

条例第 1 号

改正 平成 19 年 8 月 28 日条例第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 16 条の規定に基づく群馬県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の公告式について必要な事項及びその他公示すべきものの公表について必要な事項を定めるものとする。

(条例の公布)

第 2 条 公布しようとする条例の原本には、広域連合長の氏名の記入に代えて広域連合長が署名しなければならない。

2 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に広域連合長の氏名を記入し、広域連合長印を押してこれを次に掲げる掲示場に掲示して行う。

群馬県後期高齢者医療広域連合事務所前掲示場

(平 19 条例 27・一部改正)

(規則に関する準用)

第 3 条 前条の規定は、規則の公布について準用する。

(規約及び規程の公表)

第 4 条 広域連合規約及び広域連合長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び広域連合長名を記入して、広域連合長印を押さなければならない。

2 前項の公表は、第 2 条第 2 項の掲示場において行う。

(平 19 条例 27・一部改正)

(広域連合の機関の定める規則及び規程の公表)

第 5 条 第 2 条の規定は、広域連合の機関の定める規則で公表を要するものに準用する。この場合において、同条第 1 項中「広域連合長」とあるのは、「当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、広域連合の機関の定める規程で公表を要するものに準用する。この場合において、同条第 1 項中「広域連合長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の名」と、「広域連合長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

(規則及び規程の施行期日の特例)

第 6 条 広域連合長の定める規則若しくは規程又は広域連合の機関の定め

る規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

(その他公示すべきものの公表)

第7条 前各条に定めるもの以外のもので公示すべきものの公表については、別段の定めがある場合のほか、第4条及び第5条の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年8月28日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。